

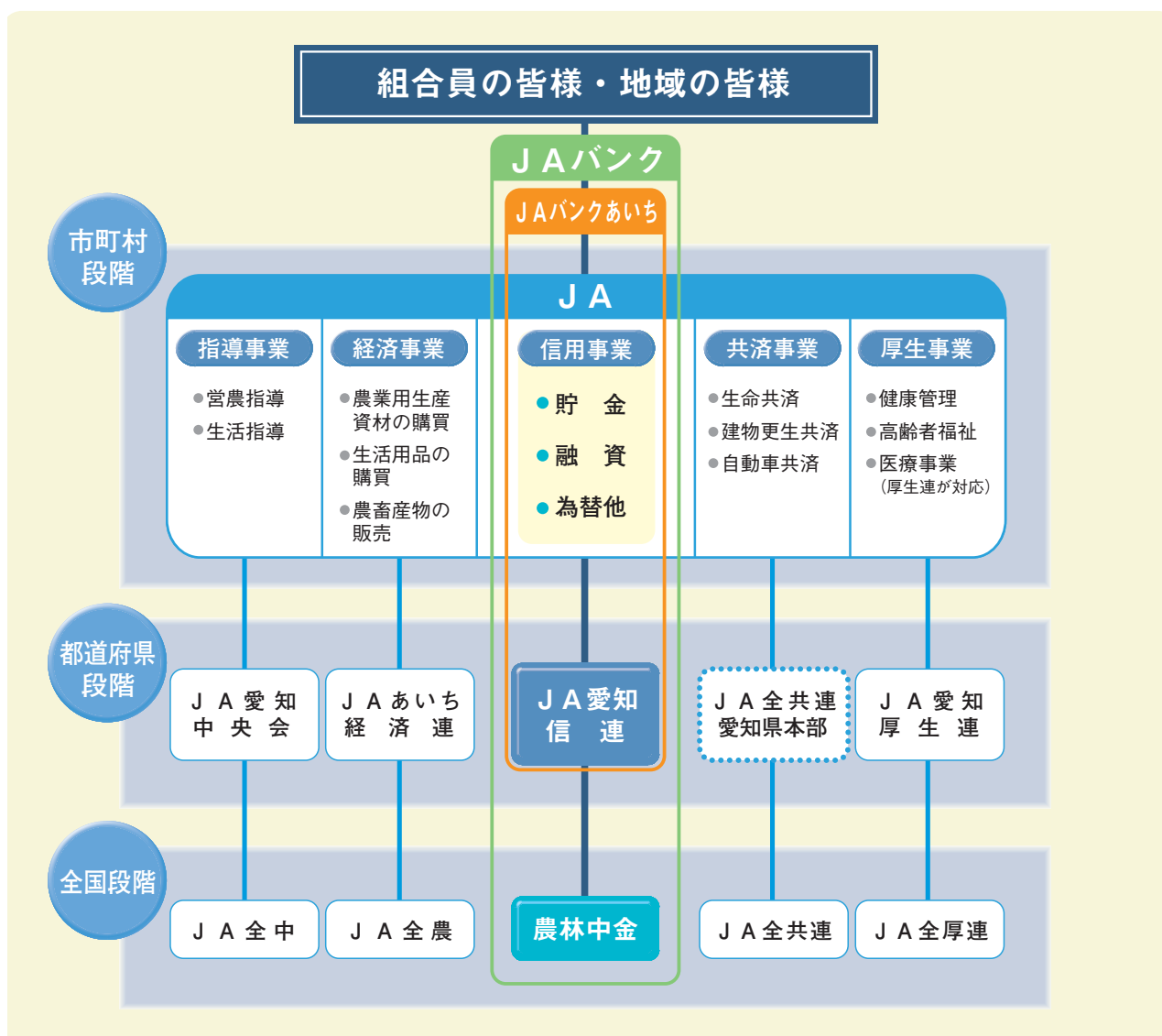
J Aグループの仕組み

J Aグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJ A、都道府県段階・全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能分担のもと、信用事業のほか、指導事業、経済事業、共済事業、厚生事業等を展開しています。

特に、信用事業においては、J A、信連、農林中金で構成するグループが「J Aバンク」の総称のもと、実質的に一つの金融機関として一体的に事業を展開しており、愛知県においては、県下J Aと私どもJ A愛知信連が「J Aバンクあいち」として一体

的な事業運営を展開しています。

私どもJ A愛知信連は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織として、県下J Aの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、県域を営業エリアとする農業専門金融機関・地域金融機関としてJ Aと協調して金融サービスを提供することにより、県下J Aと一体となって、組合員、地域利用者および企業など、地域の皆様のお役に立つ金融サービスを提供できるよう努めています。

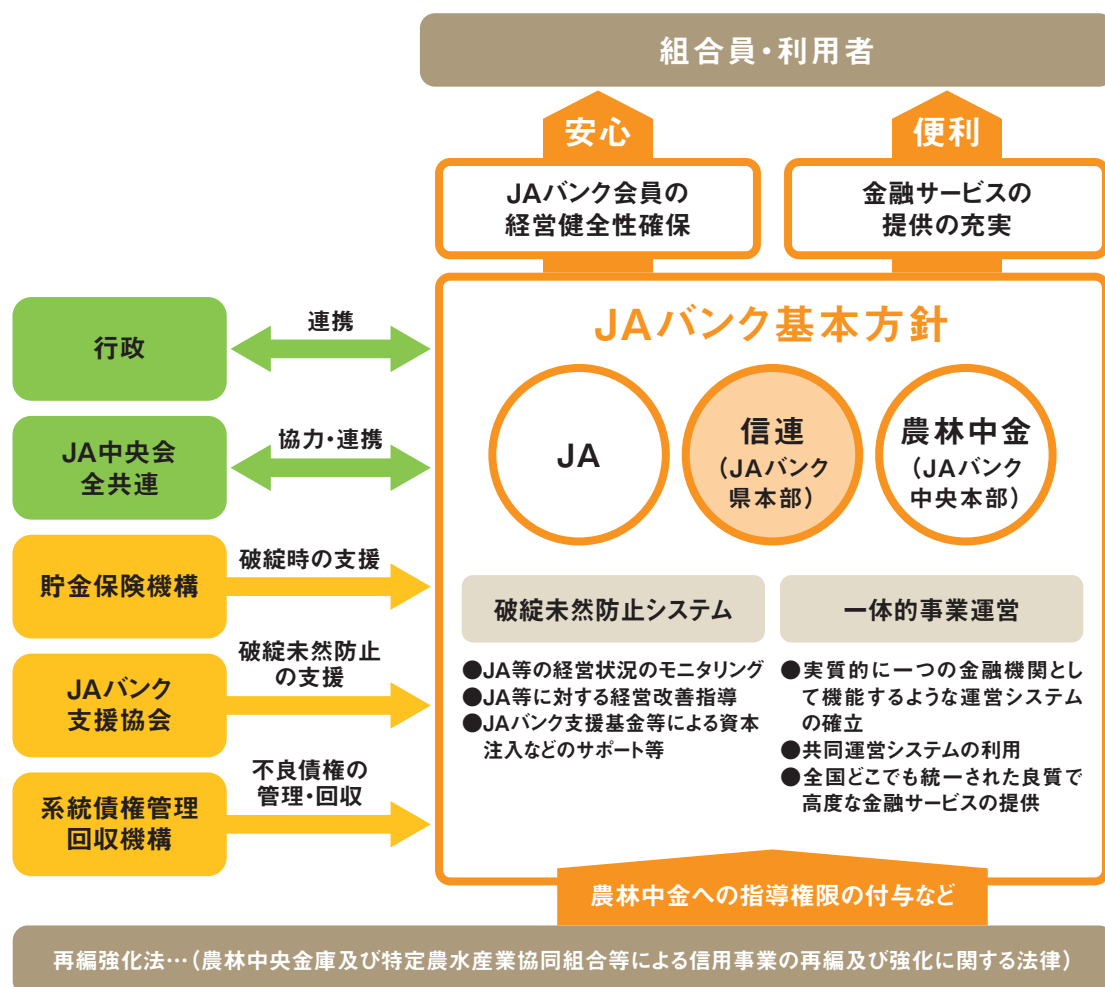


J Aバンクシステムの仕組み

J Aバンクでは組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に基づき、J Aバンク会員（J A・信連・農林中金）総意のもと「J Aバンク基本方針」を定めています。そのJ Aバンク基本方針に基づき、J A・信連・農林

中金が一体的に取り組む仕組みを「J Aバンクシステム」といいます。

「J Aバンクシステム」は、J Aバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の二つの柱で成り立っています。



安心です!

J Aバンクは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」による「J Aバンク・セーフティネット」を構築し、皆様の貯金を安全にお守りします。

J Aバンク・セーフティネットの仕組み

破綻未然防止システム

破綻未然防止のための
J Aバンク独自の制度

- J Aバンク支援基金
- 愛知県 J Aバンク支援制度

貯金保険制度

貯金者保護のための
公的な制度

破綻未然防止システムは、J Aバンクの健全性を確保し、J Aの経営破綻を未然に防止するためのJ Aバンク独自の制度です。

J Aバンク独自の自主ルール基準（自己資本比率等）を設定し、個々のJ Aの経営状況をチェック（モニタリング）しています。

また、全国制度の「J Aバンク支援基金」と、県制度の「愛知県 J Aバンク支援制度」の二つの制度が互いに連携し、万一の事態に至ることのないよう、早期・適切に経営健全性の向上のために、必要な支援（資本注入や資金援助等）を実施します。

貯金保険制度は、貯金者保護のための国の公的な制度であり、J A、信連、農林中金などの加入が義務付けられています。

万一J Aが経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合、J Aなどから納付された保険料を原資に、貯金を一定の範囲で保護します。

便利です!

J Aバンクは、皆様のニーズに対応した多様な商品・サービスを提供します。

「J Aバンク」は、より身近で安心・便利な金融機関として、地域の皆様に利用していただけるよう、グループ全体のネットワークと総合力を発揮し、全国に店舗やATM網を展開しつつ、他金融機関のATMやコンビニATMもご利用いただけるよう、ATM提携に取り組んでいます。また、常に組合

員・利用者の皆様の金融ニーズの把握に努め、全国共通で取り揃えるローンや貯金・投資信託、ITを活用したJ Aバンクアプリなど、良質で高度な商品・サービスをJ Aバンクー体となって開発・提供しています。

J A 愛知信連のプロフィール (令和7年3月31日現在)

名	称：愛知県信用農業協同組合連合会
設	立：昭和23年8月
所 在	地：愛知県名古屋市中区錦三丁目3番8号
貯	金：7兆3,737億円
貸 出	金：5,231億円
出 資	金：3,644億円
単体自己資本比率：18.20%	
役 員	数：経営管理委員13名
	理事5名
	監事4名
職 員	数：322名



利用者の皆様に支えられ、
地域金融機関として高い評価を受けています。

R & I より発行体格付「A+」（格付の方向性：安定的）を取得

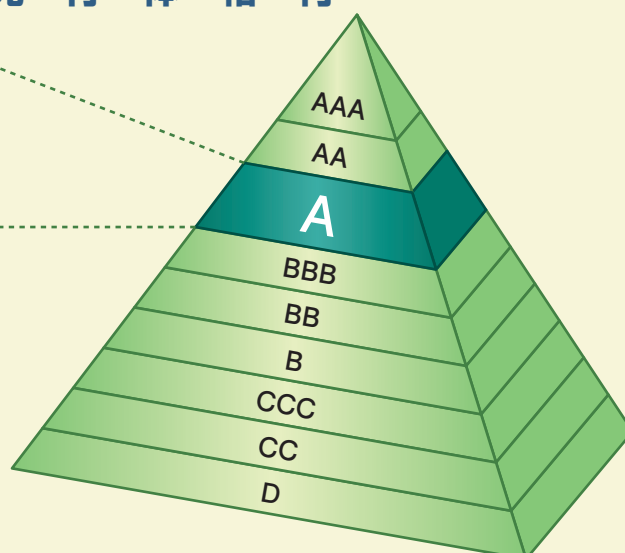
当会は、財務の健全性を高く評価され、国内格付機関である株式会社格付投資情報センター（R & I）より発行体格付として上位となる「A+」を取得しています。また、中期的な格付の見通しである方向性についても、「安定的」との評価を得ています。

今後も、安定的で健全な経営に努め、利用者の皆様からの揺るぎない信頼の確保に向けて、役職員一丸となって努力してまいります。

発行体格付

A+ 当会の格付
A
A-

発行体格付とは、企業の総合的な信用力について、第三者である格付機関が客観的な立場から評価を行い、その結果を符号で表したものです。また、AA格からCCC格については、上位格に近いものにプラス、下位格に近いものにマイナスが符号の一部として付与されます。



経営理念

経営理念

J A 愛知信連は J A とともに
地域農業と地域社会の
豊かな未来を創造します

サステナビリティへの取り組み

当会は、経営理念を踏まえた今後の事業活動の基本姿勢として、「サステナビリティ基本方針」を制定し、県下 J A や組合員等のステークホルダーの期待、負託に応え、事業環境の変化に適応した事業活動を通じて、地域農業、地域社会の貢献に資する新たな価値創造、事業変革を推進していきます。

サステナビリティ基本方針

愛知県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、事業環境の変化に適応した事業活動を通じて、地域農業・地域社会が抱える課題解決に真摯に取り組むことで、持続可能な地域農業・地域社会の実現に貢献するとともに、持続的な企業価値の向上を目指します。このため、当会は、中長期目線で社会・経済構造の潮流変化を捉え、従来の延長線上でない、新しい価値創造、事業変革に取り組む経営の姿勢として、「サステナビリティ基本方針」を定めるものです。

当会は、このサステナビリティ基本方針のもと、サステナビリティを推進する上で取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を特定し、事業活動を通じて課題解決に取り組むべく、事業計画に反映し、その対応状況を管理していきます。

① 地域農業の課題解決に対する基本的な考え方

当会は、組合員等農業者、J A とのコミュニケーションを通じて、地域農業における課題や要請を理解し、組合員等農業者への資金供給のみならず、経営課題の解決ソリューションを提供することで、地域農業の持続的な発展に努めます。

② 地域社会の課題解決に対する基本的な考え方

当会は、ステークホルダーとのコミュニケーションを通じて、地域社会における課題や要請を理解し、組合員等利用者や地域の信頼と期待に応える最良のサービスを提供することで、地域社会との持続的な共生に努めます。

③ 環境の課題解決に対する基本的な考え方

当会は、存立基盤である地域農業・地域社会の繁栄が自然の恩恵を受け、自然資本の持続可能性のもとで成り立っていることを深く理解し、気候変動による影響に適応した脱炭素社会の実現等に貢献するほか、地球環境への負担軽減に配慮した投融資等の事業活動に努めます。

④ 持続的成長に向けた経営インフラの強化

当会は、金融機関として公正、透明かつ健全な経営を堅持することはもとより、事業活動にかかわるすべての人々の人権を尊重するとともに、安全・健康に働くことができる職場環境の確保に努めるほか、さまざまな現場や地域の課題解決に向けて新たな価値創造に挑戦し、社会に貢献できる人材を育成します。

経営方針

当会は、県下 J A と一体となり、組合員の皆様、地域の皆様の多様化、高度化、複雑化する金融ニーズにきめ細かく対応し、皆様に安心してお取引いただける「J A バンクあいち」を目指しています。

現在、少子高齢化による農業の担い手減少や金利ある世界への転換、さらには A I を中心とする D X の進展等、農業・地域社会を取り巻く課題は多様化しており、J A グループには、農業・くらし・地域の持続可能性を意識したステークホルダー目線での事業運営が強く求められています。また、米国を中心とした金融正常化や日銀の金融政策転換に伴う金

融市場の変動・不確実性等、資金運用環境の厳しさがさらに増しており、持続可能なビジネスモデルの構築が必要不可欠となっています。

このような厳しい経営環境のもと、当会においては、県下 J A が、将来にわたり持続的かつ安定的な経営を維持し、組合員・利用者の皆様から信頼される「J A バンクあいち」であり続けるため、中期計画（令和 7 年度～令和 9 年度）において、次に掲げる基本目標と基本方針を設定し、事業運営に取り組みます。

基本目標

持続的に発展する J A バンクあいちの基盤強化・再構築

基本方針

前記の基本目標の達成に向けて、当会は次の三つの基本方針に基づいた事業運営を進めています。

① 金融仲介機能のさらなる発揮による利用者基盤の構築と実効性の高い J A サポート

- ① 徹底して組合員・利用者の目線にたち、総合事業がもつリアル接点とデジタルを融合させながら、J A に愛着や信頼を感じる組合員・利用者を増やしていく「つながり強化戦略」を J A 中心に展開し、当会はこれらのサポートに取り組むとともに、農業専門の地域金融機関として当会自身の金融仲介機能の発揮にも取り組みます。
- ② 経営戦略の高度化に向けた J A サポートに取り組むとともに、マネロン等対策をはじめ金融機関に求められる内部管理態勢の強化に取り組みます。

② J A の持続可能な経営を支える財務・収益基盤の構築

- ① 県下 J A への安定還元に資する収益基盤の強化・調達基盤の確立、健全性の維持に向けた財務基盤の強化を目指し、運用、調達、資本の財務・収益基盤の強化・再構築に取り組みます。
- ② 適切な資金運用ポートフォリオの運営に向けた適時・的確・迅速な意思決定が可能となるガバナンスの一層の強化を図ります。

③ 県域機能を支える経営インフラの強化

- ① 不確実・不透明の経営環境下においても持続的に県域機能を発揮するため、これまでの延長線ではない事業における新たな価値を創造し、職員一人一人の能力を最大限発揮するための人的資本の最大化を図ります。
- ② 組織運営の機動性、柔軟性等の向上に向けた組織開発と効率的・効果的な県域機能の発揮に向けたリソース創出・有効活用に取り組みます。

SDGs(持続可能な開発目標)への取組み

当会は、地域の農業生産基盤の維持・強化と、地域社会の発展に取り組む社会的使命の発揮に向けて、2015年9月に国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」の視点を経営に取り入れることとし、持続可能な社会の実現を目指すための取り組み姿勢として、「SDGs宣言」を制定しました。

J A 愛知信連 SDGs 宣言

当会は、『J A 愛知信連は J A とともに地域農業と地域社会の豊かな未来を創造します』という経営理念のもと、事業活動を通じて国際連合が提唱する SDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献し、地域の農業と暮らしの発展による持続可能な社会の実現を目指してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◎SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年9月開催の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた社会・経済・環境等の様々な問題の解決に向けた国際社会共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成される。



これからの新たな価値創造に向けた重要テーマ



農業を支える

農業の衰退化に目を向け、
持続的発展、成長産業化への貢献へ



食を守る

食料安全保障の問題に目を向け、
安心・安全な食料供給への貢献へ



社会・環境に配慮する

社会・環境問題に目を向け、
地域社会振興・環境保全への貢献へ



価値創造に尽力する

経済価値と社会価値の創造、
協同組合理念の醸成へ



担い手、農業法人等への 総合ソリューション提供へ

- 農業所得向上等農業者支援
- コンサルティング支援
- 事業性評価等による安定した資金提供
- 農産物の販路拡大支援



経済・社会・環境に配慮した サステナブル投資へ

- 経済・社会・環境の持続性の視点を踏まえた投融資の取組み



働き方改革、 組織風土改革等を通じた サステナブル経営の実現へ

- 多様な人財が活躍できる職場づくりの推進
- 経営方針等の理解浸透に向けた役職員対話会の開催
- エンゲージメント向上の取組み



これまでも、これからも

地域社会への貢献

- 地域への安定的な金融サービスの展開
- クレジット・ポリシー / 金融円滑化等に基づく地元企業への安定した資金提供
- フードバンクへの食品寄贈
- 児童養護施設への農産物寄贈
- 老人福祉施設への車椅子等寄贈
- 交通遺児へのギフト券寄贈
- 団体献血
- 使用済切手の寄贈

次世代へつなぐ

- 小学校等への教材本贈呈
- 農機具の寄贈
- 農業への理解深耕

環境保全等への取組み

- ペーパーレス化の促進

平和な社会の実現

- マネロン対策
- テロ資金供与対策
- 振り込め詐欺・特殊詐欺被害防止

コーポレートガバナンスの実現

- 内部統制の確立・コンプライアンス遵守
- 経営環境の変化に適応した内部管理態勢の構築

お客さま本位の業務運営に関する取組み

J A グループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する

原則」を採択するとともに、利用者の皆様の安定的な資産形成に貢献するため、取組方針を制定しています。

また、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直しています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

① お客さまへの最適な商品提供

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等を踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定いたします。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2 本文および（注）、原則3（注）、原則6 本文および（注2、3）】

② お客さま本位のご提案と情報提供

- ① お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則2 本文および（注）、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】
- ② お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供いたします。【原則4、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】

- ③ お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】

③ 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたします。【原則3 本文および（注）】

④ お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築いたします。【原則2 本文および（注）、原則6（注5）、原則7 本文および（注）】

貸出運営についての考え方

当会がお預かりしている資金の大半は、県下 J A にお預けいただいた地域の皆様の大切な資金です。当会は、その大切な資金を安全にお預かりするとともに、地域の皆様にも有効にご活用いただくことにより、「地域農業と地域社会の豊かな未来」を実現することを最大の使命としています。

そのため、当会は、県下 J A を通じて皆様からお預かりした資金を県内農業の振興や農業後継者の育成・確保等にお役立ていただく観点から、農業専門金融機関として農業関連融資に積極的に取り組んでいます。さらに、地域社会の振興にお役立ていただく観点から、地元企業、団体等へのご融資にも積極的に取り組んでいます。

なお、当会は、ご融資を行うに当たっての基本原則、事業性評価に基づく融資への取組姿勢等を明確

にした融資の規範となる「クレジット・ポリシー」を定め、適正な業務遂行に努めています。個々のご融資に際しましては、特定の業種等に偏ることのないようリスク分散に努めるとともに、お客さまの経営状況等を踏まえ、事業の内容や成長可能性等を把握・検討し融資を行うなど、貸出資産の健全性の確保に努めています。

また、「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末をもって終了しましたが、引き続き同法のもとの取組みと同様に、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、「金融円滑化管理方針」を定め、金融の円滑化に取り組んでいます。

クレジット・ポリシー

当会は、金融システムの一翼を担う者としての公共性と地域経済・社会の発展に貢献すべき社会的責任とを認識し、融資にかかわる規範としてクレジット・ポリシーを定めています。融資を行うに当たっては、当会の使命・役割を踏まえつつ、次の基本原則によることとします。

- ① 社会通念、公序良俗などの社会的規範はもとより、農協法をはじめとする各種の法令、金融業界や J A 系統組織内のルール、当会の規程類を厳守し、誠実かつ公正な融資を行います。
- ② 当会の公共性および社会的責任を認識した健全な融資を行います。
- ③ 取引先の信用力、事業の内容や成長可能性、資金使途の妥当性、返済能力および融資の集中度合い等を把握・検討し融資を行います。
- ④ 適正で安定的な収益が確保できる融資を行います。
- ⑤ 取引先と当会との相互の成長・発展に寄与する効果的な融資を行います。
- ⑥ 資金が固定化することのないように流動性に配慮した融資を行います。

金融円滑化管理方針

- ① 当会は、お客さまからの新規貸出や貸出条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- ② 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みを支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- ③ 当会は、お客さまから新規貸出や貸出条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めます。
また、申込みを謝絶する場合には、その理由をできる限り具体的かつ丁寧に説明することに努めます。
- ④ 当会は、お客さまからの新規貸出や貸出条件の変更等の相談・申込みに対する問合せ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
その際、金融仲介機能の発揮のために必要であると判断した事項については適切な対応に努めます。
- ⑤ 当会は、農業者を始めとする中小企業者からの新規貸出や貸出条件の変更等の申込みがあった場合および住宅資金の借入者からの貸出条件の変更等の申込みについては、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、愛知県農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。この場合、これらの関係機関から照会を受けたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで情報を交換するなど連携に努めます。
- ⑥ 当会は、お客さまからの貸出条件の変更等の申込みに対して、円滑な措置をとることができるよう必要な体制を整備しています。
具体的には、理事会において当会全体の金融円滑化管理にかかわる方針、規程等の制定と対応措置の実施状況の管理等に努めます。
また、貸出業務の取引実施部署を統括する常務理事を「金融円滑化管理責任者」として配置し、役職員に対する方針、規程等の周知徹底に努めます。
さらに、貸出業務の取引実施部署に金融円滑化管理を担当する「金融円滑化管理担当者」を配置し、当該部署における金融円滑化管理にかかわる方針、規程等の周知徹底に努めます。
- ⑦ 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

経営者保証に関するガイドラインへの取組方針について

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守いたします。

また、当会は、お客さまと保証契約を締結する場合や保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、以下のとおり、誠実に対応するよう努めてまいります。

① 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人・個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達の要請を受けた場合には、お客さまの経営状況、成長可能性、資金使途、返済計画等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向も踏まえたうえで、検討します。

② 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、借入人および保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額については、借入人の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産および収入の状況、融資額、借入人の信用状況、物的担保等の設定状況、借入人および保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

③ 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等について真摯かつ柔軟に対応を検討するとともに、その検討結果について借入人および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について借入人および後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

④ 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、必要に応じて外部専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力等を総合的に勘案し、履行請求の範囲を決定します。

お客さまのご相談窓口

当会では、金融円滑化にかかわる「ご相談窓口」を次のとおり設置しています。

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号	備考
食農法人営業部	名古屋市中区錦3-3-8	地域営業グループ	052-951-6701 052-951-6746	農業者向け・ 中小企業者向け相談
		管理グループ	052-951-3617	住宅ローン相談

金融円滑化にかかわる苦情については健全化推進部にて承っております。なお、金融円滑化にかかわる対応状況につきましては、当会のホームページにおきまして適時公表しております。